

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年十一月十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートリアル児島店
所在地 倉敷市児島小川町三六七五―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオン株式会社
住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五―一
代表者の氏名 代表執行役 岡田 元也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) マックスバリュ児島店
(変更後) スーパーセンタートリアル児島店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名（マックスバリュ西日本株式会社及び株式会社チヨダを削除し、株式会社トリアルカンパニーを追加するものである。）

(変更前)

ア 名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四
代表者の氏名 代表取締役 福原 英典

イ 名称 株式会社チヨダ
住所 東京都杉並区成田東四丁目三九―八
代表者の氏名 代表取締役 船橋 政男

ウ ほか二者

(変更後)

ア 名称 株式会社トリアルカンパニー
住所 福岡県福岡市東区多の津一丁目一二―二
代表者の氏名 代表取締役 永田 久男

イ ほか二者

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称 平成十九年十一月七日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
平成十九年一月三十一日ほか

二 届出年月日

平成十九年十一月八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年十一月十六日から平成二十年三月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課